

石川県医師確保計画（素案）の概要

計画策定の趣旨及び内容

○平成20年度（2008年度）以降、医学部の臨時定員増を中心とした全国的な医師数の増加等が行われてきたが、医師の地域間偏在は現時点においても未解消

○地域間の医師偏在解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、国が算出する「医師偏在指標」を踏まえ、県は医療計画に「医師確保に関する事項（医師確保計画）」を盛り込むことが医療法に規定された（R2年3月までに策定）

<計画内容>

- ・ 医師偏在指標を踏まえた医師確保の方針
- ・ 目標医師数
- ・ 目標達成に向けた施策

○PDCAサイクルに実効的に取り組むことにより医師少数区域を解消

<計画期間>

令和2年度（2020年度）から
令和5年度（2023年度）まで

※以後3年ごとに計画を見直し